

船舶事故調査報告書

平成24年4月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年7月22日（金） 11時30分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市神瀬 ^{かんせ} 北東部付近 神瀬灯台から真方位032° 300m付近 （概位 北緯31° 34.2′ 東経130° 35.5′）
事故調査の経過	平成23年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート エンドレス、5トン未満 290-35090鹿児島、個人所有 6.79m (Lr) × 2.57m × 1.31m、FRP ガソリン機関（船外機）、128.71kW、平成元年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年11月26日 免許証交付日 平成21年11月27日 （平成26年11月26日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）を乗せ、平成23年7月22日10時30分ごろ、鹿児島市桜島南西方約1,300mにある神瀬付近の釣り場に到着し、神瀬の北東部で‘海面上に出ていた高さが低い砂浜’（以下「本件砂浜」という。）の北東端付近で漂泊して釣りを始めた。</p> <p>船長は、神瀬は水深が浅く、低潮時には広範囲に干出することを知っており、本船が微弱な潮流により南方に流されていたので、本件砂浜北東端の水際に約10mまで接近したところで北方に移動して釣りを続け、11時00分ごろ、3回目の移動を行い、本件砂浜北東端から北方30～40m付近で船首を東方に向け、本件砂浜を左舷側に見る態勢で漂泊して釣りを行った。</p> <p>船長は、11時20分ごろ、本件砂浜まではまだ距離があり、潮流が微弱で本船が流れる速度が遅かったので、しばらくは本件砂浜北東端に接近することはないと思い、釣り具を魚釣り用からいか釣り用に取り替えるために船首甲板下の船室に入った。</p> <p>船長は、船室内で同乗者Aと雑談しながら釣り具の取替えを行っていたところ、釣りをしていた同乗者Bから本件砂浜に接近していることを知ら</p>

	<p>され、急いで船室から出たとき、11時30分ごろ、船体に軽い衝撃を受け、神瀬灯台から真方位032°300m付近に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁及び友人に事故の発生を連絡した。</p> <p>本船は、友人のプレジャーボートによって引き出されたのち、自力航行して鹿児島市喜入港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波 なし、潮流 微弱な南流、潮汐 高潮時、潮高 約220cm (鹿児島港)</p>	
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.0mであった。</p> <p>神瀬は、北東方から南西方にかけて約500m、北西方から南東方にかけて約250mの範囲に拡延している。神瀬の南西部には、神瀬灯台が設置された高さ2.2mの水上岩が、神瀬灯台の北東方約200mには、本件砂浜がそれぞれ存在し、また、水上岩及び本件砂浜の周辺には、水深0mの浅所が広がっており、本件砂浜北東端から北方約50mに水深0mの等深線が存在している。</p> <p>船長は、本件砂浜付近で釣りをを行うのは初めてであったが、本船で神瀬付近を航行したことがあったので、神瀬及びその周辺の水深が浅くなっていることを知っていた。</p> <p>本船は、魚群探知機能（水深表示機能）を併用できるGPSプロッターを備えていたが、目視により本件砂浜の北東端との距離を確認して移動を繰り返していたので、GPSプロッターでは水深を確認していなかった。</p> <p>釣りをしていた同乗者Bは、乗り揚げる約2～3分前に本船の付近を航行したプレジャーボートの航走波を受けた際、本船が横揺れし、その後、本船が流される速度が速くなったと感じた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、神瀬北東部の本件砂浜北東端付近において漂泊して釣り中、船長が、船室に入って釣り具の取替えを行い、見張りを行っていなかったことから、潮流により流されて本件砂浜の北東端に接近していることに気付かず、本件砂浜の北東端付近に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件砂浜の北東端まではまだ距離があり、潮流が微弱であったので、しばらくは本件砂浜の北東端に接近することはないと思い込んでいたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、神瀬北東部の本件砂浜北東端沖において漂泊して釣り中、船長が、見張りを行っていなかったため、潮流により流されて本件砂浜の北東端に接近していることに気付かず、本件砂浜の北東端付近に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近に浅所が存在する場所で漂泊する場合には、常時適切な見張り及び水深の確認を行うこと。 	